

報道の解禁について

標記検査は抜き打ちで行うため、報道については、路上検査終了後（16時30分頃以降）としていただきますようお願いいたします。

令和元年 7 月 2 6 日
生活環境部廃棄物対策課
内線 4240
直通 076-225-1474

令和元年度福井・石川県境における産業廃棄物収集運搬車両の 路上検査の実施について

1 目的

県境を走行する産業廃棄物積載車両に対し、廃棄物の積載状況、排出元、搬入先等を確認し、廃棄物の適正処理の指導啓発を行います。

（路上検査は、平成17年から石川県側と福井県側で交互に合同で行っているものです。）

2 実施日時

令和元年7月30日（火） 14:30～16:30（2時間）

3 実施場所（石川・福井県境）

石川県加賀市熊坂町オ222番地

加賀特殊車両指導取締基地（国道8号沿い）

4 実施内容

- (1) 福井県側から石川県側に進入してくる廃棄物運搬車両を対象とします。
- (2) 積荷が産業廃棄物であった場合、運転者名、車両番号、マニフェスト（管理票）等を確認します。
- (3) 違反事項があった場合は、改善指導を行います。

5 実施機関

石川県

福井県

金沢市

加賀市

環境省中部地方環境事務所

石川県大聖寺警察署

合計 6機関、26名

6 その他

小雨でも実施する予定ですが、安全の確保が困難と思われる場合などは、実施機関が協議して中止することもありますので、ご了承願います。

